明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○分離通航方式に関する告示の一部を改正する件（海上保安庁四〇）　一
〔人事異動〕
法務省　四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札、土地家屋調査士名簿登録等、企業年金基金変更関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　四
会社その他
会社決算公告　五

告示

○海上保安庁告示第四十号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年六月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十七年五月十二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

別表の24の2の表を次のように改める。

24の2　ＦＲＩＥＳＬＡＮＤ沖分離通航方式

分離帯	通航路
分離通行帯	
1　イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	
イ　北緯52度55・11分東経３度17・38分の地点	ホ　北緯52度55・75分東経３度14・25分の地点
ロ　北緯53度３・14分東経３度21・85分の地点	ヘ　北緯53度３・78分東経３度18・71分の地点
ハ　北緯53度２・84分東経３度23・34分の地点	ト　左欄のロに掲げる地点
ニ　北緯52度54・81分東経３度18・87分の地点	チ　左欄のハに掲げる地点
	リ　北緯53度２・２分東経３度26・48分の地点
	ヌ　北緯52度54・17分東経３度22・０分の地点
	ル　左欄のニに掲げる地点
	ヲ　左欄のイに掲げる地点
2　イからチまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とチに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面並びにリからルまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びリに掲げる地点とルに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面	ヲからウまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びヲに掲げる地点とウに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。）
イ　北緯53度22・12分東経３度31・47分の地点	ワ　北緯53度22・94分東経３度28・４分の地点
ロ　北緯53度42・99分東経３度42・12分の地点	カ　北緯53度57・２分東経４度10・02分の地点
ハ　北緯53度57・６分東経４度15・17分の地点	ヨ　左欄のハに掲げる地点
ニ　北緯53度59・18分東経４度35・92分の地点	タ　左欄のニに掲げる地点
ホ　北緯53度55・36分東経４度33・85分の地点	レ　左欄のリに掲げる地点
ヘ　北緯53度46・73分東経４度20・０分の地点	ソ　左欄のヌに掲げる地点
ト　北緯53度31・12分東経３度44・72分の地点	ツ　北緯54度０・０分東経４度46・０分の地点
	ネ　北緯53度45・９分東経４度23・32分の地点
	ナ　北緯53度30・０分東経３度47・37分の地点
	ラ　北緯53度19・89分東経３度39・74分の地点
	ム　左欄のチに掲げる地点
	ウ　左欄のイに掲げる地点